

対馬の偽使・日本国王使

金光哲

はじめに

- 一 十六世紀初期の日本国王使
 - 1 「三浦の乱」と一五一一年の「国王使弼中」
 - 2 一五四七年の「蛇梁の変」前夜
- 二 安心東堂と景轍東堂と天荆
 - 1 僧安心と僧景轍と「達梁の変」
 - 2 右武衛殿と僧天荆
- 三 景轍玄蘇
 - 1 朝鮮侵略前夜の景轍玄蘇
 - 2 朝鮮侵略の景轍玄蘇と天荆

キーワード：室町末期の朝・日関係、対馬の偽使、秀吉の朝鮮侵略、景轍玄蘇、天荆、小西行長

はじめに

李進熙『日本文化と朝鮮⁽¹⁾』に、

「日本国王使」の派遣は、足利幕府がおられるまでの約百五十年間（正確には一五六八年の足利義昭の遣使まで）、六十余回にのぼっている。

とある。

中村栄孝『日本と朝鮮⁽²⁾』に、

十六世紀の半ばすぎ、宣祖の初年、足利義

昭の遣使にいたるまで、日本国王使の朝鮮訪問は、前後六十余回にわたって記録に見えている。

とある「宣祖初年」とは一五六八年のことで、李進熙氏がこれに依拠したことがわかる。

六十余回の「日本国王使」については、慎重に取り扱う必要がある。『中宗実録』中宗六年（一五一—）五月甲寅条の「国王使弼中」について、中村氏は「対馬島主と緊密な連絡」があり、「対馬で準備されて往来していたもの⁽³⁾」としたように、対馬派遣の偽使であった。

本稿は、十五世紀初期の「国王使弼中」以後、秀吉の朝鮮侵略前夜までの対馬の偽使「日本国王使」について、検討する。

一 十六世紀初期の日本国王使

1 「三浦の乱」と一五一一年の「国王使弼中」
国王使弼中は、『中宗実録』中宗六年四月壬辰条に「倭人弼中自言-日本国使臣-」とあるように、自ら「日本国使臣」を称した。

弼中は、『燕山君日記』燕山君七年（一五〇一）八月乙亥条にも「日本国使臣弼中」とあり、中宗六年五月癸亥条によれば、一五〇一年の弼

(1) 李進熙『日本文化と朝鮮』（NHKブックス）95頁、1980年。

(2) 中村栄孝『日本と朝鮮』（日本歴史新書）88～9頁、

至文堂、1966年。

(3) 中村栄孝『日鮮関係史の研究』下、113～5頁、吉川弘文館、1962年。

中は「倨慢無礼」で「以兵禍恐嚇」したのに、今回は「恭順卑伏」であった。

冊中が「恭順卑伏」であった理由があった。太宗元年（一四〇一）に商船（興利船）の停泊港として、一四二三年には使送船の停泊港として釜山浦・齊浦を指定、一四二六年に塩浦を加え、総称して「三浦」と呼称した。

三浦定住の日本人を「恒居倭」といった。恒居倭の大部分が対馬人であった。朝鮮政府は恒居倭の増加に困り、一四三六年の対馬宗貞盛との送還交渉の結果、残留希望の二〇六人は除外して送還された。残留の恒居倭については、対馬派遣の代官が支配し課税した。

恒居倭は増加し、一四九四年には総計五百二十五戸、三千百五人にも達した⁽⁴⁾。一四九七年二月、「倭船四艘」が全羅道鹿島を襲撃し三十餘人を殺害したが、犯人は「必三浦倭人」（燕山君三年三月朔条）と考えられた。一五〇〇年二月、「倭船十一隻」が全羅道馬島を襲撃し殺害を行った。犯人は「三浦倭人所為無疑」（燕山君六年三月己未条）であった。

一五〇八年十一月二日、「倭賊」が慶尚道加徳島を襲撃し、九人を殺害した。朝鮮側は「加徳島賊変、必是三浦居倭所為也」（中宗四年正月戊戌条）と見ていた。また、一五〇九年三月、「倭船五隻」が全羅道甫吉島を襲撃（四月癸酉条）した。このように、恒居倭との関係は矛盾の極致に達し規制の処置をとった。

一五一〇年四月四日、規制に不満の恒居倭は対馬と協議し、対馬も兵船を出して援助し、一斉に蜂起した。釜山浦僉使李友曾は殺され、首は対馬に送られた。しかし四月十九日、齊浦が陥落して「倭賊大敗」（中宗五年四月丁未条）

し、恒居倭と対馬軍は対馬に撤退した。六月に入って、元齊浦恒居倭が加徳島と安骨浦城を襲撃したが撃退された。朝鮮は対馬との関係を断った。この対馬の「三浦の乱」を「庚午叛乱」とか「庚午年倭変」といった。

それまで朝鮮に渡航するためには、朝鮮側が対馬発行の文引（渡航証明書）を必要条件としたため、対馬はこれに手数料をとり課税もして財源にすることができた。しかし「三浦の乱」は、対馬にとっては文引発行の特権も、漁業権も、交易権もすべて失うことになり、朝鮮に全的に経済依存していた対馬は窮地にたった。

足利幕府や大内氏のような巨酋使は文引を必要としなかった。そこで対馬は、足利幕府や大内氏の存在を利用し、冊中を「日本国王使」に仕立て、朝鮮に派遣した。

したがって一五一一年訪朝の冊中は、任務の性格上「恭順卑伏」でなければならなかった。「若不知対馬島事」（中宗五年五月庚午条）と、対馬とは関係がないかのように振るまい、「扶桑殿下及大内殿之意」（六月戊子条）と、足利将軍と大内氏の意向を強調した。

日本国王使冊中が対馬の偽使であることは、対馬文書『宗左衛門大夫覚書⁽⁵⁾』永正九年（一五一二）条に、

一、御所丸上官人ハ、ほうしゆくと申人にて御座候。

とある「御所丸」とは国王使船のことで、「ほうしゆく」とは鳳淑、つまり国王使冊中⁽⁶⁾であることからわかる。

冊中は、永正八年（一五一二）条に、「わゆの御所丸ハ、同卯月八日に御はしり候」とあり、九月二十一日に「上官人・船頭御船二そうとも

(4)前掲書『日本と朝鮮』136頁。前掲書『日鮮関係史の研究』上、643頁。

(5)前掲書『日鮮関係史の研究』下、159～8頁。田中健

夫『対外関係と文化交流』550～9頁、思文閣、1982年。

(6)田中健夫『前近代の国際交流と外交文書』65頁、吉川弘文館、1996年。

にわにのうらへ御着候」とあって、四月八日に対馬を出船し、九月二十一日に鰐の浦に帰着しており、「対馬で準備されて往来」（『日鮮関係史の研究』下、115頁）したものであった。

翌一五一二年四月、日本国使臣弼中が、三浦の乱時の「斬対馬島首、悪人十八頭」（中宗七年四月丁酉条）を持って訪朝し「請和」した。宴会時、「下階伏地」（六月乙巳条）したように、今回も低姿勢であった。弼中は対馬の完全な代弁者であった。

反対の意見もあったが、中宗は八月二十五日に「許和」を決定（八月丙寅条）し、「許和」後の「接待節目（壬申約条）」（八月辛酉条）で、三浦恒居倭の廃止、対馬主歳遣船の半減、島主以外の歳遣船の廃止、対馬特送使の停止、通交は齋浦との直路に限定など、対馬にとって厳しいものであった。しかし弼中の講和交渉の裏面は、対馬が「たくみに術策をめぐらした跡が明らか⁽⁷⁾」であった。

2 一五四七年の「蛇梁の変」前夜

壬申約条の成立後、秀吉の朝鮮侵略直前までの日本国王使のうち、大藏経求請が二件ある。一つは、一五一七年五月の「日本国使臣太蔭和尚」で、他の一つは、一五三七年正月の「日本国使臣東陽東堂」である。この二つの日本国王使については、「真物の可能性⁽⁸⁾」があるが、それ以外は、対馬の偽使であった。

一五一四年十一月、日本国王使南湖が来朝した。壬申約条の成立後の最初の日本国王使であった。この時、船主宗茂信の居住地を「非居対馬島」と否定し、「本国所属人」（中宗九年十一月甲申条）と強弁したが、実は前回の弼中訪朝時に随行（庚申条）したものであった。南湖

は、歳遣船数の増加を要求したように、対馬派遣の人物であった。

一五二一年四月、日本国使臣僧易宗西堂が来朝時、釜山浦を開港し、「以十三隻泊于釜山浦以十二隻泊于齋浦」（中宗十六年八月庚辰条）に改められた。

一五二二年二月、日本国王使臣大原東堂・小二殿・対馬特送盛重が来朝して、「国王書契」（中宗十七年三月乙丑条）を奉呈した。「庚午年叛逆」の首乱者二人（二月庚寅条）を送還してきたが、朝鮮側は「是必率其国之罪人。以欺我也」（三月壬戌条）と看破した。

一五二三年五月、日本国使臣僧一鶚東堂が来朝（中宗十八年五月甲午条）。奉呈した書契に「日本国源義晴奉書于朝鮮国王殿下」とあった。書簡の大部分が、「三浦の乱」時の対馬旧島主盛順の「庚午旧恨」と、それを払拭するための新島主盛長の「忠勤」と「功」を強調したものであった。結果、対馬の歳遣船が五隻（九月癸酉条）が増された。

書簡に「以牙符之弟乙再陳」とある。朝鮮政府は一四七四年、足利義政の使者正球の要請（成宗五年十月己酉条）を機に、象牙製の「通信符」のそれぞれ二分した牙符（割印）のうち右符十枚（十二月丙申条）を発給し、遣使時に朝鮮側の左符と照合するようにした。

「牙符」対象者は、通信符を別に発給されていた大内氏以外に、「管領・左武衛・畠山・京極・山名・右武衛・細川・伊勢守・甲斐」（成宗十年三月辛巳条）の各氏に、室町将軍が授与した。左武衛は波川氏、右武衛は斯波氏のことである。

最近、対馬の宗家蔵の二十三個の「図書」、十四個（十種）の「木印」の存在が発表⁽⁹⁾され

(7)前掲書『日鮮関係史の研究』下、124頁。

(8)村井章介『中世倭人伝』（岩波新書）159頁。

た。注目されるのが、四個の「徳有隣」印、一個の「為政以德」印、二個の「通信符」の牙符（右符）の合計七個で、このように対馬は「通信符」の牙符を所持していた。

対馬の牙符入手がいつかはわからないが、成宗六年十一月丁巳条に「正球還、到_二対馬州_一。其島主拘留、不_レ送矣」とあるように、対馬は足利義政の使者正球を拘留した。これと関連があるのかもしれない。

一五二五年四月十四日、日本国王使景林東堂と対馬島主特送が、「我国漂流人」九人（中宗二十年四月癸卯・丁未条）を送還してきた。朝鮮政府は日本国王使について、「今比日本使臣之来、無_レ非_二対馬島主之謀_一也」（四月丁巳条）と断定し、「日本使臣、古則七年間一来。今則、年年每来」（十一月丁卯条）と、以前は七年に一度であったが、今は毎年のように来朝すると指摘した。

同じ頃、大内殿使臣も到着したが、「日本国及大内殿使臣者、皆非_二本地之人_一。皆是对馬島等處人、詐称而来者也」（七月庚申条）とする漂流人の発言にも同意している。

一鶚東堂は一五二八年八月にも訪朝し、大友氏家系と朝鮮との通行実績を述べ、源義鑑への図書複賜（中宗二十三年閏十月癸酉条）を求めたが、結果は許可されなかった（中宗二十四年二月辛巳条）。

高橋公明⁽⁹⁾氏は、宗家文書『大永享祿之比御状并書状之跡付⁽¹⁰⁾』二四～七号から、「大友氏については、朝鮮への使節派遣を対馬に依頼し、対馬がそれを実行したと推定できる書状も

存在する」とし、対馬が大友・大内氏を尊重した理由を、両氏の博多への支配権を指摘した。

また米谷均氏は、一五二八年の一鶚について、「大友氏の主導によって派遣された偽使」とし、高橋氏の主張に依拠し、大友・大内氏とは「つねに友好関係を保つ必要⁽¹¹⁾」があったとした。

一五四二年四月、日本国王使安心東堂が訪朝した。安心は対馬府中の西山寺の僧⁽¹²⁾であった。執義の任説は「日本国使」の真偽に疑問を呈し、書契が「対馬之事」を力説しているとし、「海島狡夷偽_二造国王書契_一」（中宗三十七年五月丙申条）と断定した。

一五四三年三月、日本国使僧受竺東堂が来朝し、一五四四年正月に小弐氏の使臣も来た。これらの滞在中の四月十二日未明、「倭船二十餘隻」が慶尚道蛇梁鎮に突入し、「倭人二百餘名」（中宗三十九年四月乙酉条）が城を囲み、十余名を殺傷するという事件が起こった。これを「蛇梁の変（蛇梁倭変）」という。

兵曹判事丁玉享は、「此非_二深処倭人所為_一必_二対馬諸倭之所為也_一とした。「深処倭」とは、対馬以外の九州と本土在住の日本人のこと。知事李芑も、「国王使臣・大内・小二使送諸倭、皆_二対馬之倭_一」（同日条）と断定した。

「蛇梁の変」によって、足利幕府と大内氏と小弐氏以外の通交は拒絶された。

二 安心東堂と景轍東堂と天齋

1 僧安心と僧景轍と「達梁の変」

「蛇梁の変」後の一五四五年三月十七日、対

(9) 田代和生・米谷均「宗家旧蔵『図書』と木印」（『朝鮮学報』第156輯、朝鮮学会、1995年）77～88頁。

(10) 高橋公明「十六世紀の朝鮮・対馬・東アジア海域」、加藤栄一・北島万次・深谷克己『幕藩制国家と異域・異国』166～7頁、校倉書房、1989年。

(11) 前掲書『対外関係と文化交流』450～1頁。

(12) 米谷均「16世紀日朝関係における偽使派遣の構造と実態」（『歴史学研究』No.697、青木書店、1997年5月）12頁。

(13) 前掲書『日朝関係史の研究』下、171頁。

馬西山寺の僧安心が、またも日本国王使として小式使・対馬特送とともに来朝した。国王使と小式使については旧例によって接待し、対馬特送は還送（仁宗元年三月庚辰条）した。

日本国王と小式氏の書契は、「蛇梁の変」について「非_レ対馬島主所_レ知」であると無関係を強調し、「許和」（明宗即位年七月丁亥条）を求めたが、拒絶された。

一五四六年十月二日、日本国王使安心東堂と副使菊心東堂が、小式政尚使とともに来朝し、二十五日の礼曹宴時に、対馬に対する「許和」（明宗元年十一月戊寅条）を求めた。国王使安心は、「自_レ初_レ乞和時_レ安心東堂言多侮慢」（明宗四年八月己酉条）であった。

朝鮮政府は一五四七年二月に、「許和」（明宗二年二月辛卯条）の方針を決め、「馬島約条」（乙未条）の内容を討議した。一五二三年に追加した五隻を削減し、壬申条約の水準に戻した。齋浦への来泊を禁止し、釜山浦一港に限定。五十年以前の受図書、受職人に対する接待の不許可などであった。この条約を「丁未約条」ともいう。

「馬島約条」の表記について、中村栄考⁽¹⁴⁾氏は、「内容は、ひろく深処倭をも含んだ交隣関係である。それが、このように理解されたのは、このころ通交の実態が、対馬島倭中心に推移していた反映であろう」とした。

少式氏とは、資頼の時代の嘉祿二年（一二二六）に、太宰少式に任ぜられ、代々太宰少式を世襲した。大内氏と敵対関係にあった。文明元年（一四六九）、対馬守護宗貞国の援護のもとで、対馬から筑前に入って大内氏を破り、筑前を回復する。しかしまもなく、宗貞国と不和になり、文明十年には大内氏のため筑前を逃れ、

肥前の地方勢力となった。

少式政尚は、初名は「頼忠」で、文明三年に「政尚」に、文明十一年十一月に「政資」に改めた。政資は、明応六年（一四九七）に大内義興に敗れ、自殺していた。また、政資の子資元は、天文五年（一五三六）に大内義隆に敗死。資元の子冬尚は、永祿二年（一五五九）に龍造寺氏に敗死、ここに少式氏は滅亡した。したがって、一五四六年十月の「小二殿政尚使」は、文字通り対馬の偽使であった。

「馬島約条」の翌一五四八年、対馬はまたもや日本国王使を「畠山使」とともに送り、「歳遣船五隻加給」（明宗三年十月壬寅条）を要求し拒絶された。中村氏はこの国王使を安心東堂⁽¹⁵⁾としている。

国王使安心東堂は、一五五二年五月に畠山使と武衛使（左武衛＝斯波氏）とともに来朝（明宗七年五月乙酉条）した。朝鮮側は、「日本三使」の同時来朝を「尋常」（丁酉条）でないとしながらも、接待することにした。一五四八年時の畠山使は、「像牙符」左符を所持していなかった（明宗五年七月丁酉条）のに、今回は携帯していた。

朝鮮側は「国王使臣副官」が、時には「大内殿上官」として、時には「畠山殿上官」として来朝するのは、対馬が「竊_レ取符驗_レ」（明宗七年六月己卯条）するためとし、近年不通であった畠山使と武衛使が、相次いで来朝すると指摘した。そして、「常倭之例」によって接待するが、「不_レ答_レ其書_レ」との処置をとった。

さて、このときの日本国王使は、翌年三月まで長期の滞在をした。国王使安心東堂が帰国した二年後の一五五五年五月十一日、「倭船七十餘隻」（明宗十年五月己酉条）が全羅道達梁浦

(14)前掲書『日鮮関係史の研究』下、183頁の注29。

(15)前掲書『日鮮関係史の研究』下、197頁。

の外に停泊し、二隊に分れて達梁浦と梨津浦に上陸、民家を焼き、達梁城を包囲した。これを、「達梁の変（乙倭倭変）」という。「倭船七十餘隻」について、村井章介氏は、「唐人がふかく関与していた⁽¹⁶⁾」とし、「後期倭寇」について言及する。

翌一五五六年十月、国王使正使天富東堂と副官景轍西堂（明宗十一年十月甲辰条）がきたが、「達梁の変」について「一言」（庚戌条）も言及しなかった。結局、大船二隻・中船二隻・小船一隻の計五隻の加給（明宗十二年四月朔条）を認めた。これを「丁巳約条」という。

一五六二年十一月、「日本国王使」景轍東堂が訪朝し、「三浦の乱」で拒否された凶書人の復活交渉を行い、十人（明宗十八年九月癸卯条）が復活した。景轍東堂は一五六五年三月にも訪朝（明宗二十年三月壬子条）したが、このときの内容は不明である。

一五六七年にも国王使が訪朝しているが、この国王使は、松浦霞沼の『朝鮮通交大紀⁽¹⁷⁾』巻二の、「隆慶元年（一五六七）六月□日」付の朝鮮国王の答書に、「此於五年三、承貴价」とあって、正使として訪朝した一五六二年・一五六五年をふくめて三度目から、景轍東堂への答書であろう。

松浦霞沼は近世の対馬の儒臣で、「於五年三、承貴价」を解釈して、「按に、……我州より国王使を渡し、……三度の国書いづれも義輝の書と為して遣られしと似たり」と、対馬の国書偽造を推測した。

ところで、村井章介氏は『中世倭人伝』の表

4で、また、田中健夫編『善隣国宝記・新訂続善隣国宝記⁽¹⁸⁾』は答書の頭注で、この使者を景轍玄蘇とした。

しかし、この景轍東堂と秀吉の朝鮮侵略前夜の天正八年（一五八〇）以降の景轍玄蘇については、別人説がある。長正統⁽¹⁹⁾氏は、天正八年の訪朝時の詩文の「長途未熟初來客」と、慶長十四年の訪朝時の宜慰使李志完への書状の「始于庚辰終于己酉」から、「別人」とする。

博多の聖福寺の僧景轍玄蘇は、長正統氏が明らかにしたように、既述の弼中や安心東堂と同じ法系であって、同一人物である可能性も強い。しかしここでは、別人物としておく。

景轍玄蘇については、豊臣秀吉の朝鮮侵略と関連して後述する。

2 右武衛殿と僧天荆

京都の妙心寺の僧天荆は、『右武衛殿之使朝鮮渡海之雜藁⁽²⁰⁾』（以下、『雜藁』）によれば、右武衛源義明の「官命」を奉じ、天正五年（一五七七）十月に兵庫を出発、六年十一月五日に対馬から釜山浦に到着し、八日草梁館に入った。

天正七年正月八日、洛陽（ソウル）に向けて出発し、二月一日入洛した。帰途は四月二十九日に出発し、六月一日東萊に到着。釜山には七月十二日までの滞在を確認できる。

右武衛（渋川氏）は、申叔舟『海東諸国紀⁽²¹⁾』によれば、文正元年（一四六六）に使者が来朝して以来、通交が断絶した。『雜藁』の「天荆謹上書」（天正七年二月二十日条）に、

……前將軍源義朝奉斧鉞征奸賊於東辺

(16)前掲書『中世倭人伝』197・200頁。

(17)田中健夫・田代和生校訂『朝鮮通交大紀』109～112頁、名著出版、1978年。

(18)田中健夫編『善隣国宝記・新訂続善隣国宝記』344頁、集英社、1995年。

(19)長正統「景轍玄蘇について——外交僧の出自と法系——」、『朝鮮学報』第29輯、1963年10月。のちに、戦国大名論集『豊臣政権の研究』、吉川弘文館、1984年。

(20)『右武衛殿朝鮮渡海之雜藁』、東北大学付属図書館蔵。

(21)田中健夫訳注『海東諸国紀』（岩波文庫）131～2頁。

年_ニ于茲_一。其功_ニ未了_一不幸逝矣。今將軍源義朝繼_ニ父業_一立_レ征_レ之數十年之間奔馳_レ不暇。故絶_ニ隣好_一者久矣。

とあり、つづいて、

近年回_レ旌旗於洛陽、越_ニ元龜癸酉歲_一修_ニ旧交於貴国_一、厚見待_レ之。將軍亦感_レ之。

とあるように、元龜癸酉歲（一五七三＝天正元年）に「旧交」を修復し、今回その謝恩使として来朝したとする。

この「謹上書」の「前將軍源義朝」と「今將軍源義明」について、田中義成⁽²²⁾氏は、「義朝」を十三代將軍の足利義輝、「義明」を十五代將軍の義昭に比定し、織田信長が「將軍の名義をかりて使者を遣わせ」たものとした。

中村栄孝⁽²³⁾氏は、『雜藁』には「右武衛將軍」（七年二月九日条）とか、「右武衛大將軍之次子彈正大弼源義堯」（二月二十四日条）とある「右武衛殿」の称号を「征夷大將軍」にあてたもので、「義輝と義昭に牽強附会した」と批判した。

田中義成⁽²⁴⁾氏は、『朝鮮通交大紀』卷二所収の「萬曆九年（一五八一）五月」付朝鮮国王答書の「大王畏_ニ天時_一……大王察_レ之」を引用し、織田信長への答書とした。

ところで『天正十一年（一五八三）国次之跡付⁽²⁵⁾』（宗家文書）三月十日の「右武衛」に、「国王之添書_ニ被_レ加_ニ御印_一也」とある。対馬の宗義智は天正三年か四年に、備後の鞆（広島県福山市）に亡命していた足利義昭から、「昭」の字を受け「昭景」と称した。義昭は天正十五年に京に戻った。中村栄孝⁽²⁶⁾氏は、この「国王

之添書」を対馬が「足利義昭からの紹介状をも持参したもの」と推測し、朝鮮国王の答書を足利義昭宛とした。

『朝鮮国往還日記⁽²⁷⁾』によれば、天荆は天正十五年（一五八七）にも訪朝し、七月二十一日漢城の客館「東平館」に入った。釜山には十一月二十七日に戻り、翌年の正月六日に対馬に到着した。今回の訪朝の目的は、義堯に対して「新受_ニ銅印_一代_ニ牙符之事_一」（八月四日条）であった。義堯は新たに銅印を受け、受図書人となった。

中村栄孝⁽²⁸⁾氏は義朝・義明・義堯の三代について、「対馬で通交権の取得のため、架空の人物を想定」し、「右武衛殿」に仮託したものとし、義堯という姓名が、『海東諸国紀』の「右武衛殿」の記事をヒントにしたものとした。

三 景轍玄蘇

1 朝鮮侵略前夜の景轍玄蘇

玄蘇東堂と景轍玄蘇別人説では、宣祖十三年（一五八〇）十二月庚辰条に、「日本国使景轍玄蘇、平調信等来聘」とある天正八年の訪朝を最初の事例とする。このとき、明との通貢の仲介を要請したが、「辞語悖逆」のため拒否されている。「平調信」は柳川調信のこと。

『天正八年国次印官之引付⁽²⁹⁾』（宗家文書）に、「八月廿一日。国王殿之御印推申候。上官宗像蘇西堂、船頭柳川権介方」とある「宗像蘇西堂」は景轍玄蘇のことで、「柳川権介」とは柳川調信のことである。対馬に「国王印」があっ

(22)田中義成『豊臣時代史』（講談社学術文庫）258～9頁

(23)前掲書『日鮮関係史の研究』上、750頁。

(24)前掲書『豊臣時代史』260～1頁。『統善隣国宝記』（『統群書類従』第30輯上）は錯簡が多い。「萬曆九年五月」が正しい。

(25)前掲書『対外関係と文化交流』598頁。

(26)前掲書『日鮮関係史の研究』上、768頁。

(27)財団法人前田育徳会尊経閣文庫蔵。

(28)前掲書『日鮮関係史の研究』上、768頁と770頁の注13。

(29)前掲書『対外関係と文化交流』579頁。

たことが判明する。

柳川調信は、天正六年の天荆使節団に「私ト押物（私貿易貨物）」管理者として同行。癸酉歳（一五七三）に父が朝鮮で病死（『雑藁』二月二十四日条）したとし、「官位」（四月二十一日条）の継承を要請した。

秀吉が朝鮮侵略を表明した初見は、「秀吉日本事者不及_レ申、唐国迄被_レ仰付_レ候心ニ候歟」とする天正十三年（一五八五）九月の「伊予一柳文書⁽³⁰⁾」である。

対馬に対する命令の初見は、天正十四年六月十六日付「朱印状⁽³¹⁾」で、「筑紫乍_レ見物_レ可_レ成_レ動座_レ候。其刻、高麗国へ被_レ遣御人数成次第、可_レ被_レ仰付_レ候之間、其砌忠節可_レ被_レ申上_レ候」と、命令した。

秀吉は、天正十五年の『九州御動座記⁽³²⁾』に、「かうらい国へも被_レ仰遣_レ意趣は、日本王宮へ来年中に御対面なされ候やうにとの被_レ仰様に候」とか、「明年はかうらいの王を供奉可_レ被_レ申之由候」とあるように、朝鮮国王が降伏表明のため日本に「供奉」せよとする命令の伝達を対馬に指示した。

宗家文書『朝鮮陣記⁽³³⁾』冒頭に、

天正十七年己丑春。秀吉公朝鮮未_レ服從_レヲ憤り、高祖父義智ニ命テ曰、「朝鮮王ヲシテ来朝セシメテ、本朝一統ノ賀ヲ致ス時ハ、則両国ノ事、一ニ依_レ旧ヘシ。若朝鮮拒_レ之時ハ、則速ニ兵ヲ起シ、撃ヘシ」ト。義智命ヲ承、家臣柚谷次右衛門康広ヲ朝鮮ニ遣シ、秀吉公ノ書ヲ贈ル。

とあるように、朝鮮が拒否すれば侵略せよと命

令した。「天正十七年己丑春」は間違い。

対馬は柚谷康広を派遣した。宣祖二十年（一五八七）九月癸巳条によれば、日本国使源（柚谷）康広が「立_レ新王_レ」を通告し、服従命令を「通信使」派遣要請にすり替えた。

『宣祖修正実録』九月条によれば、対馬造作の「秀吉書」は「書辞甚倨」で、「天下帰_レ朕一握_レ」の語があった。「篡弒⁽³⁴⁾之_レ国」への通信使派遣を「水路迷昧」を理由に断わった。

秀吉は、天正十七年（一五八九）三月二十八日付「朱印状⁽³⁴⁾」で、「国王参洛之儀、可_レ相急_レ事肝要候」として、「夏中」に「国王令_レ同心_レ可_レ罷上_レ候」と対馬に命令した。

そこで対馬は六月、景轍玄蘇を正使、宗義智を副使とする「日本国使」を派遣し、「通信一事」（乙巳条）のため来朝したと称した。結局、正使を黄允吉、副使を金誠一とする朝鮮通信使一行は、宣祖二十三年＝天正十八年（一五九〇）三月六日に漢城を出発、四月二十七日に釜山を出港した。

副使金誠一の『海槎録⁽³⁵⁾』四の「与対島島主上副官書」によれば、通信使は「京極・細川等六殿」や「周防之大内、西海之小二殿」への「礼物」を携えていた。しかし「過境之時、不_レ馳_レ一介之使者_レ」（「擬重答上副官対馬島主書」と、一人の使者も出現しなかった。義智や玄蘇らはニセの「代職者」に「礼物」を受けとらせ、「諸殿」の滅亡の事実を隠蔽した。

不信を抱いて京都にのぼった通信使一行は、七月二十一日に京の大徳寺に入ったが、「在都之日諸僧皆言、二殿亡滅已久」（「与対島島主上

(30)岩沢愿彦「秀吉の唐入りに関する文書」、『日本歴史』第163号、1962年1月。のちに、前掲書『豊臣政権の研究』に所収。

(31)武田勝蔵「伯爵宗家所蔵豊公文書と朝鮮陣」、『史学』413、慶應大学、1925年。

(32)九州史料刊行会編『近世初頭 九州紀行記集』（九

州史料叢書）、1967年

(33)宗家文書『朝鮮陣記（朝鮮征伐之事）』、国立公文書館内閣文庫。文書名を上記のようにしないと『黒田家譜 朝鮮陣記』が送られてくる。

(34)前掲書「伯爵宗家所蔵豊公文書と朝鮮陣」。

(35)『海行摠載』第1輯、民族文化文庫刊行会（ソウル）。

副官書』) という消息に接した。

「二殿」とは小忒氏と大内氏のことで、「小忒氏」は永禄二年(一五五九)に滅亡したことは既述した。「大内氏」については、宗家文書『天正十年国次之記録』三月廿三日条に「大内丸吹挙」とあり、『天正十三年国次記録』九月廿一日条に「大内丸」とあって、対馬はこの段階でも偽使「大内丸」を派遣していた。

大内義隆盛は、天文二十年(一五五一)九月一日に、家臣陶晴賢の謀反で自害し、甥義長も弘治三年(一五五七)に、毛利元就の攻撃を受けて自害し、大内氏は滅亡していた。

大坂の堺の通信使のもとに、大内氏と小二氏の「二殿之書」(「与対島島主上副官書」)が届けられた。筆跡が同一であることから、金誠一は「偽書」であることを見破った。

帰路の「赤間関」でも、「寺僧及村老人」から、「大内殿義隆四十年前為毛利殿所殺。子孫亦皆夷滅」とする事実を聞き、「藍島」でも赤間関と同様であった。

玄蘇は、「輝元之代大内隆景之代小二」とし、毛利輝元と大内氏、小早川隆景と小二氏が「同姓」(「擬重答上副官対馬島主書」)と強弁して、金誠一の五つの反駁を受けている。

秀吉宛の「朝鮮国王書⁽³⁶⁾」は、「大王一統六十餘州。雖欲速講信修睦、以敦隣好。……以致賀辞」とあって、通信使派遣の名目は全国統一を祝賀するものであった。

秀吉の書状⁽³⁷⁾は「書辞悖慢」であった。朝鮮国王を「殿下」と称すべきところ「閣下」とし、属国朝鮮への贈物の意の「方物」とあった。また、「一超直入大明国……貴国先駆入朝」と

あり、これを玄蘇は、「入朝大明之意」(宣祖修正実録)と強調した。秀吉は、朝鮮国王に「大明国」への「嚮導」を命令した。

江戸幕府編纂の『寛政重修諸家譜⁽³⁸⁾』巻第五百一の宗義智条に、「信使帰るに及び、太閤ひそかに義智に命じ、もし明国を攻ば朝鮮これが郷導⁽³⁹⁾をなすべきの意を諭さしむ」とある。

これは秀吉の「独断」でも「錯覚」でもなかった。朝鮮侵略中の慶長二年(一五九七)の加藤清正と朝鮮の僧惟政(松雲大師)の間答を記した『朝鮮松雲与清正問答⁽⁴⁰⁾』によれば、

問云。……庚寅之歳、朝鮮国王送使者於日本。奏太閤殿下曰、朝鮮帰服于日本矣。

とし、つづいて、

太閤殿下大喜曰、朝鮮已帰服矣。更可征伐大明国也。則以朝鮮為先駆借仮道與城於朝鮮。

とある。

ところで、清正が「朝鮮俄変心而不借道、又不成先駆也」とし、

八年之前庚寅歳、自朝鮮送使者於日本。是非帰服而何乎。

とする質問に、松雲大師は「非帰服也」と答えている。庚寅年は1590年のこと。

清正はつづいて、

問云。其時、或人奏太閤殿下云、朝鮮帰服于日本矣。此事偽乎。

と質問した。「或人」とは小西行長のことである。松雲大師は、

此時対馬島守與行長所奏偽也。欺罔日本及我朝鮮非実語也。

(36)『統善隣国宝記』(『統群書類従』第30輯上)403頁。

(37)『統善隣国宝記』403頁。『宣祖修正実録』宣祖二十四年三月条。

(38)『新訂 寛政重修諸家譜』第8、統群書類従完成会、

1965年。

(39)兵庫県立篠山鳳鳴高等学校青山文庫。『古事類苑』外交部(吉川弘文館)505~8頁。

とあるように、「帰服」は宗義智と小西行長が捏造したものであった。

2 朝鮮侵略の景轍玄蘇と天荆

翌一五九一年正月の通信使の帰国時、景轍玄蘇と柳川調信が同行した。玄蘇は、「来年、将仮途犯上国」（『宣祖修正実録』宣祖二十四年三月条）と、「先駆入明」を「仮道」といいかえ、「若、先為奏聞使貢路得通、則必無事」（閏三月条）と脅迫した。

正使の黄允吉は「必有兵禍」（三月条）と復命した。しかし副使の金誠一は「不見如許情形」と反対の復命をし、情勢判断を誤らせた。

さて、細川家文書『綿考輯録⁽⁴⁰⁾』に、文禄元年（一五九二）、対馬の宗義智が細川幽斎に送った歌に、

天か下 なびき従ふ 大君に
運ぶ御調を すゝむ高麗人

があり、幽斎の「御返し」に、

君か代に こまもろこしも 隔なく
運ぶ心や 御調なるらむ

とある。宗義智にとって朝鮮侵略は、朝鮮支配実現によって、歴史的に経済依存していた境地から脱却すべき「千載一隅」のチャンスとして理解したのであった。

四月十四日（日本暦十三日）、侵略は『吉野日記⁽⁴¹⁾』に、「女男も犬猫も皆きりすてて、きりくびは三万程と見へにけり。……夫は冥土の物語り。今現在に見る事は、我こそ鬼にて恐ろしや」とする虐殺で始まった。

侵略軍は、宗義智、小西行長、柳川調信、景轍玄蘇、天荆の対馬勢と平戸の松浦鎮信らの第一軍であった。天荆の『西征日記⁽⁴²⁾』によれば、翌日東萊城で「斬首三千餘級、虜五百餘」とする虐殺を行った。天荆は朝鮮軍を「鮮軍」と称した。これ以外に、「鮮人」「鮮兵」「鮮民」「鮮女」を造語した。

常陸の佐竹軍が佐賀の名護屋城に到着したのは、四月二十二日であった。平塚滝俊書状⁽⁴³⁾に、高麗之内二三城せめ落。男女いけ取、日々参候由。くびを積たる舟も参候由申候。是ハ見不申候。女男ハ何も見申候。

とあって、「卯月廿二日」当時、生け捕りの男女と首が名護屋城に到着していた。

天荆は天正十五年の訪朝時、『朝鮮国往還日記』によれば、「貴国与吾邦兄弟之国也」とし、「蓋、対馬与釜山猶如唇与齒」（八月四日条）とした。また、「新王之由来」と秀吉のことを質問されて、「不知」（九月二十一日条）と答えている。

これが真実でないことは、「両府君」義調と義智が、六月七日に筥崎宮で秀吉と「会盟」し、高麗王「供奉」の厳命と領地承認を受けたことを知り、「福寿康寧⁽⁴⁴⁾」を祈って玄蘇に書状（九月二日条）を送ったことでわかる。

さて、五月二日に漢城が陥落した。天荆は代筆の柳川調信「短書」（『西征日記』五月十五日条）で、「仮道入明」に対し、朝鮮が「不通吾道路……動干戈」したので撃破した。「滅朝鮮者朝鮮、非日本」とした。書状を受け取った臨津江の朝鮮軍は、「縦死江辺不

(40)細川護貞監修『綿考輯録』第1巻（174頁）、汲古書院、1988年。

(41)『吉野甚五左衛門覚書』（『続群書類従』第20輯上）。

(42)『続々群書類従』第3。

(43)岩沢愿彦「肥前名護屋城屏風について」、『日本歴史』

第260号、1970年1月。

(44)中村栄孝「壬辰倭乱の発端と日本の『仮道入明』交渉」81～2頁、『朝鮮学報』第70輯。1974年1月。前掲書「16世紀日朝関係における偽使派遣の構造と実態」16頁。

行の和」と返書した。二十七日朝鮮軍は壊滅した。天荆は「臨津江鮮兵潰」とした。

天荆以外の宗義智、小西行長、景轍玄蘇、柳川調信らは、侵略の道を平壤に向けた。六月九日、李徳馨と大同江の船上で会談した調信と玄蘇は、書契に返答せず応戦した朝鮮側に侵略の責を転嫁し、「向遼之路」（『宣祖実録』六月丁

酉条）を要求した。『懲毖録』によれば、「一条路」を借せば「無事」としたが、「調信等語、頗不遜」であった。

以上、十五世紀初期の「弼中」以来、宣祖初年までの「六十余回」の日本国王使は、対馬の偽使であった。侵略前夜の「日本国王使」は、その延長上の現象であった。

